

○金沢大学入学料免除及び徴収猶予規程

平成16年4月1日

規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学学則第72条の規定に基づき、金沢大学(以下「本学」という。)における入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定める。

(大学院の研究科における免除の対象)

第2条 本学の大学院の研究科において入学料免除の対象となる者は、研究科に入学する者(科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。次項第1号において同じ。)であって、経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者とする。

2 前項に該当しない者であっても、次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合には、免除の対象とすることができる。

(1) 入学前1年以内において、研究科に入学する者の学資を主として負担している者(以下この号において「学資負担者」という。)が死亡し、又は研究科に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(学域等における免除の対象)

第3条 本学の学域又は別科(以下「学域等」という。)において入学料免除の対象となる者は、学域等に入学する者(研究生又は科目等履修生として入学する者を除く。次号において同じ。)であって、次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者とする。

(1) 入学前1年以内において、学域等に入学する者の学資を主として負担している者(以下この号において「学資負担者」という。)が死亡し、又は学域等に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(免除の申請)

第4条 免除を受けようとする者は、所定の申請書に本学が必要と認める証明書等を添付して、入学手続終了の日までに、学長に願い出なければならない。

(免除の許可)

第5条 免除の許可は、本人の申請に基づき、金沢大学教育企画会議(以下「教育企画会議」という。)の議を経て学長が行う。

(免除の額)

第6条 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

(徴収の猶予等)

第7条 入学料の徴収猶予は、大学院の研究科又は学域等に入学する者(科目等履修生又は研究生として入学する者を除く。以下「大学に入学する者」という。)であって、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、大学に入学する者の学資を主として負担している者(以下この号において、「学資負担者」という。)が死亡し、又は大学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 徴収猶予の申請は、第4条の手續に準ずるものとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる手續とすることができる。

(1) 免除の不許可又は半額免除の許可を告知された者

告知された日から起算して14日以内の徴収猶予の申請の手續

(2) その他やむを得ない事情により第4条に準じた手續ができない者

学長が必要と認めた手續

3 徴収猶予の許可は、第5条の手續に準ずるものとする。

4 徴収猶予の期間は、4月入学者については9月30日まで、10月入学者については翌年の3月31日までとする。

5 免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料については、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

6 免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除が許可となった者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可が告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(死亡等による免除)

第8条 免除又は徴収猶予を申請した者が、前条第4項又は第5項の徴収猶予期間内において死亡したことにより除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

2 免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除が許可となった者(前条第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)が、前条第6項に規定する期間内において死亡したことにより除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

第9条 免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除が許可となった者が、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(免除等の許可の取消し)

第10条 免除又は徴収猶予が許可となった者に、虚偽の申請等不正があった場合は、教育企画会議の議を経てその許可を取り消す。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月14日から施行し、平成23年9月16日より適用する。